

改正

平成15年3月20日告示第6号

駒ヶ根市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

駒ヶ根市自主防災組織施設整備事業補助金交付要綱（昭和55年告示第64号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域住民により組織される自主防災組織の防災資機材の整備を推進するため、市が整備する防災資機材のほかに、自主防災組織が独自に整備する場合の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、駒ヶ根市補助金規則（昭和44年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 補助金交付の対象となる経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第3条 規則第3条に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）見積書及び説明書(カタログ)
- （2）防災資機材保管場所の位置図
- （3）その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第4条 規則第10条に規定する実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）支払を証する書類
- （2）防災資機材の写真
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第6号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(駒ヶ根市消火栓器具設置補助金交付要綱の廃止)

2 駒ヶ根市消火栓器具設置補助金交付要綱(昭和63年告示第38号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

補助対象経費	区分	品目	補助率
自主防災組織が、右欄に掲げる防災資機材の整備に要する経費	消火栓器具	消火栓器具格納箱、ホース、管鎗(かんそう)、ハンドル	2分の1以内とする。
	消火用具	街頭用消火器、消火器格納器具一式、砂袋、鳶口、消火バケツ、ヘルメット等	2分の1以内とする。ただし、10万円を限度とする。
	情報伝達用具	携帯用無線機、携帯用ラジオ、電池メガホン、腕章等	
	救出救護用具	救急箱、担架、テント、ゴザ、ロープ、ビニールシート、投光機、簡易ベッド、毛布、のこぎり、はしご、スコップ、つるはし、バール斧、ハンマー、ペンチ、一輪車、ジャッキ、コードリール等	
	避難用具	リヤカー、強力ライト、トラロープ等	
	給食給水用具	給水タンク、発電機、鍋、釜、炊飯装置等	
	その他	その他市長が特に必要と認めたもの	